

やまなし就農ライフサポート事業（チャレンジ農業体験）業務委託に係る企画提案に関する質問に対する回答

No. 1	
質問項目	業務委託仕様書 P1 4 業務内容 (1) 農業法人等に対する農業体験受入意向調査等の実施について
質問内容	①調査対象 県内の農業法人等 約 30 法人とありますが、選定は県もしくは受託者が行いますか？ 選考基準等がありましたら、教えてください。
回 答	調査の対象とする法人は県が情報提供し、受託者に受入調査を依頼します。

No. 2	
質問項目	業務委託仕様書 P1 4 業務内容 (1) 農業法人等に対する農業体験受入意向調査等の実施について
質問内容	当事業における農業の範囲を教えてください。 野菜、果樹、水稻等の作物だけでなく、畜産や養鶏等も当事業における体験の範囲に含まれますか。
回 答	畜産も対象となり、受入農業法人があります。

No. 3	
質問項目	業務委託仕様書 P2 4 業務内容 (2) 農業体験事業の実施 について
質問内容	②農業体験の詳細 にて<農業法人コース><農家体験コース>ともに最大 20 日とありますが、最小の日数がありましたらを教えてください。 原則 1 ヶ月間など期間の指定がありますが、体験者もしくは受入法人・農家が規定の日数になるように 3 か月等に分散して様々な時期の体験を希望した際は、体験日程を変更することは可能でしょうか。
回 答	体験日数は最短 5 日間を想定しています。体験期間は仕様書 4 の (2) の⑤のとおり決定しますが、これに依りがたい場合は県と受託者が協議の上、決定するものとします。

No. 4	
質問項目	業務委託仕様書 P2 4 業務内容 (2) 農業体験事業の実施 について
質問内容	<農業法人コース>におきまして、「他の雇用者と同様の雇用形態」とありますが、勤務時間、賃金、交通費等補助の有無等を合わせるとい認識でよいでしょうか。
回 答	本事業は就農希望者に農業体験の機会を提供することを目的としており、就

	労ではないことから、受入先から農業体験者への賃金、交通費等は発生しません。勤務時間や業務の内容を他の雇用者と合わせてください。
--	---

<b>No. 5</b>	
質問項目	業務委託仕様書 P2 4 業務内容 (2) 農業体験事業の実施 について
質問内容	③体験人数は各コースともに 25 名以上となっていますが、体験人数の上限はありますか。
回 答	委託費の範囲内で実施してください。なお謝金は委託費とは別に県が受入先に支払いますが、最短の 5 日間で実施した場合、最大 200 名分まで支払うことが可能です。

<b>No. 6</b>	
質問項目	業務委託仕様書 P2 4 業務内容 (2) 農業体験事業の実施 について
質問内容	④事業の PR で PR 資料とありますが、具体的にどのような種類の資料、用途、数量、回数を想定していますか。
回 答	PR 資料は、就農相談会や就農相談で配布する A4 のチラシを 1000 枚程度想定しています。

<b>No. 7</b>	
質問項目	業務委託仕様書 P2 4 業務内容 (2) 農業体験事業の実施 について
質問内容	事業 PR にあたり、資料やホームページ等で使用する画像や文章、動画等を提供いただくことは可能ですか。
回 答	内容を協議のうえ、提供は可能です。提供する場合、画像等の使用に関する誓約書を提出していただきます。

<b>No. 8</b>	
質問項目	業務委託仕様書 P1 4 業務内容 (2) について
質問内容	⑥農業基礎講習及び労務管理研修の実施 における講習・研修の講師や詳細な内容作成、実施場所の確保等につきましては県もしくは受託者のどちらが担当でしょうか。
回 答	農業基礎講習及び労務管理研修の内容は仕様書 4 の (2) の⑥のとおりとし、受託者が内容を作成し、講師や場所を準備したうえで、体験希望者・受入先に対する講習及び研修を実施してください

<b>No. 9</b>	
質問項目	農業法人等に対する農業体験受入意向調査について
質問内容	調査対象の県内の農業法人等 約 30 法人は県から指定されますか。
回 答	県が調査対象となる県内農業法人の情報を提供します。

<b>No. 10</b>	
質問項目	謝金について
質問内容	受入農業法人及び農家への謝金額は県規定額として決められていますか？
回 答	本事業では、謝金額を体験者1名・1日受入で2,500円としており、謝金は委託費とは別に県が受入先に支払います。

<b>No. 11</b>	
質問項目	令和5年度運營業務報告書について
質問内容	令和5年度の運營業務報告書の開示してもらえませんか。体験受入法人等、農家及び体験者の感想、事業成果、課題を伺いたいと思います。
回 答	令和5年度実績報告書（事業成果、感想含む）の開示はできませんが、令和5年度の実施状況や体験者等の感想を踏まえ、令和6年度事業推進上の課題としては、次の点が挙げられます。 ①体験希望者への事業広報活動の強化 ②HP上での応募受付体制の構築 ③受入先への事業説明と事前調整の改善